

里親が行う養育に関する最低基準

1 最低基準と里親

里親は、最低基準を遵守するとともに、最低基準を超えて、常にその行う養育の質を向上させるよう努めなければならないこと。[法第 45 条第 2 項、最低基準第 3 条]

2 里親が行う養育に関する一般原則

里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならないこと。また、里親は、養育を効果的に行うため、研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。[最低基準第 4 条]

3 児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならないこと。[最低基準第 5 条]

4 虐待等の禁止

里親は、委託児童に対し、児童虐待その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。[最低基準第 6 条]

5 懲戒に係る権限の濫用の禁止

里親は、委託児童に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。[最低基準第 6 条の 2]

6 教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。[最低基準第 7 条]

7 健康管理等

(1) 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。[最低基準第 8 条第 1 項]

(2) 委託児童への食事の提供は、当核委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行われなければならないこと。[最低基準第 8 条第 2 項]

8 衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。[最低基準第 9 条]

9 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。[最低基準第 10 条]

10 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。[最低基準第 11 条]

11 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。[最低基準第 12 条]

12 苦情等への対応

- (1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。[最低基準第 13 条第 1 項]
- (2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。[最低基準第 13 条第 2 項]

13 都道府県知事への報告

- (1) 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。[最低基準第 14 条第 1 項]
 - ア 委託児童の心身の状況
 - イ 委託児童に対する養育の状況
 - ウ その他都道府県知事が必要と認める事項
- (2) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。[最低基準第 14 条第 2 項]
- (3) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。[最低基準第 14 条第 3 項]

14 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。[最低基準第 15 条]

15 養育する委託児童の年齢

里親が養育する委託児童は、18 歳未満の者とする。ただし、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、児童福祉法第 31 条第 2 項の規定に基づき当該委託児童が満 20 歳に達する日までの間、養育を継続することができる。[最低基準第 16 条]

16 養育する委託児童の人数の限度

- (1) 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、6 人(委託児童については 4 人)を超えることができないこと。[最低基準第 17 条第 1

項]

(2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童(以下「被虐待児童等」という。)については、2人を超えることができないこと。[最低基準第17条第2項]

17 委託児童を養育する期間の限度

専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができないこと。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができること。[最低基準第18条]

18 再委託の制限

里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童の養育を他の者に委託してはならないこと。[最低基準第四条]

(1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。

(2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

19 家庭環境の調整への協力

専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。[最低基準第20条]